

第3章 焦点となった法案への対応

労働基本権の確立・
人勧制度の廃止

13 国家公務員制度 改革 3 法案

政府の給与関係法案への賛成に当たって

民主党・維新の党の統一会派は、政府提出の国家公務員の給与に関する給与関係 5 法案に賛成した。

その際、民主党、維新の党で、労働基本権の確立を前提に、人事院勧告制度の廃止等を盛り込んだ法案を出すことについて合意した。

国家公務員制度改革 3 法案を提出

合意を受け、民主党・維新の党内閣部門合同会議で議論した結果、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「国家公務員の労働関係に関する法律案」、「公務員庁設置法案」からなる国家公務員制度改革 3 法案を取りまとめ、2016 年 3 月 17 日に衆議院に提出した。

その目的は、時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくることにある。具体的には、①国家公務員の労働基本権を拡大し、労使交渉で給与などの労働条件を決めることができるようにした上で、労働基本権制限の代償措置として設けられた人事院勧告制度を廃止する、②交渉の窓口として新たに「公務員庁」を内閣府に設置することを定めた。

人事院及び人事院勧告制度を廃止し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みとなることに大きな意義がある。

しかし、国家公務員制度改革 3 法案は衆議院で審議されず、継続審議となつた。

政治家と公務員接触の
記録義務付け

14 政官接觸記録 作成法案

政官ゆきに対する疑惑や不信を断つために

甘利経済再生担当相をめぐる口利きと現金授受問題が取りざたされる中、行政機関の職員等が国会議員等と接觸した場合の記録の作成を義務付けるための実効ある法律が欠落していることが明らかになつた。

そこで、民主党・維新の党の内閣部門・公務員制度改革調査会合同会議は、国会議員等による特定の者の利益を図るあっせん等に関し、行政機関等の事務・事業の公正さが担保されるようにするための検討を進めた。その際、公務員が置かれている立場にも十分配慮して、法案を取りまとめた。そして、民主党・維新の党統一会派は「政官接觸記録の作成等に関する法律案」を 2016 年 3 月 25 日に衆議院に提出した。

特定個人・法人に関する事項は記録作成を

現在、政官接觸記録の作成等については、国家公務員制度改革基本法、閣僚懇談会申し合わせに規定があるが、実効性のあるものとはなっていない。

そのことを踏まえ、同法案では、行政機関の職員に対して、行政機関の事務または事業に関して、国会議員等と接觸した場合、特定の個人または法人その他の団体に関する事項を示された時は、記録を作成しなければならないと規定している。

しかし、法案は衆議院で審議されず、継続審議となつた。